

平成25年 第7回 伊丹市教育委員会 定例会 会議録

1. 日 時 平成25年7月18日(木) 午後2時00分～午後4時08分
2. 場 所 総合教育センター 2階 講座室
3. 主 宰 者 委員長 滝内 秀昭
4. 委員の出席 滝内 秀昭 川畑 徹朗 廣山 義章 小林 万理子 木下 誠
5. 委員の欠席 なし
6. 傍 聴 人 なし
7. 関係者の出席
- | | | | |
|------------|-------|------------|-------|
| 教育長 | 木下 誠 | 学校給食センター所長 | 松浦 洋一 |
| 管理部長 | 谷澤 伸二 | スポーツ振興課長 | 谷 泰史 |
| 学校教育部長 | 太田 洋子 | 図書館長 | 田中 茂 |
| 生涯学習部長 | 田中 裕之 | 公民館長 | 池田 真美 |
| 教育長付参事 | 村上 雄一 | 博物館長 | 亀田 浩 |
| 教育長付参事 | 大西 俊己 | 人権教育担当主幹 | 松山 和久 |
| 教育長付参事 | 堀口 明伸 | 中学校給食推進班主幹 | 田中 康之 |
| 学校教育室長 | 峰松 誠治 | 生涯学習部主幹 | 善入美津治 |
| 総合教育センター所長 | 江原 礼子 | 少年愛護センター所長 | 倉島 正佳 |
| 学校教育部副参事 | 村上 順一 | 学校指導課副主幹 | 垣内 修 |
| 生涯学習部副参事 | 小長谷正治 | 保健体育課副主幹 | 入江 宏樹 |
| 人権教育室長 | 大野 浩史 | 学校指導課主査 | 前田 徳三 |
| 職員課長 | 升井 竜雄 | 学校指導課主査 | 杉本 浩美 |
| 施設課長 | 田原 安治 | 学校指導課主査 | 今村 貴子 |
| 教育施策企画担当主幹 | 花光 潤一 | 教育総務課長 | 中井 秀典 |
| 学校指導課長 | 春名 潤一 | 教育総務課副主幹 | 乾 義昭 |
| 学校改革・学事課 | 大村 寿一 | 教育総務課 | 山本 逸美 |
| 保健体育課長 | 早崎 潤 | | |

8. 議 事

(1) 開会宣言 滝内委員長(午後2時00分)

(2) 日程報告 滝内委員長より次のとおり会議を進める旨の発議があり、全委員これを了承。

- | | | |
|-----|---|----------------|
| 日程第 | 1 | 前回および前々回会議録の承認 |
| 日程第 | 2 | 教育長報告 |
| 日程第 | 3 | 報告第7号の承認 |
| 日程第 | 4 | 議案第39号の審議 |
| 日程第 | 5 | 議案第40号の審議 |
| 日程第 | 6 | 議案第41号の審議 |
| 日程第 | 7 | 議案第42号の審議 |

(3) 前回および前々回会議録の承認（日程第1）

平成25年第6回伊丹市教育委員会定例会（平成25年6月20日〈木〉開催）および平成25年第4回伊丹市教育委員会臨時会（平成25年7月1日〈木〉開催）の会議録については、全委員一致でこれを了承。

(4) 教育長報告（日程第2）

教育長の指示により、管理部長より「7月分人事報告」・「6月分教育施設関係工事の着工・竣工報告」・「6月分寄附採納報告」について、学校教育部長より学校教育部の、生涯学習部長より生涯学習部の、教育長付参事より人権教育室の、「6月分行事实施報告」「8月分行事实施予定」について、それぞれ説明があり、質疑応答の後、全委員一致で「教育長報告」を承認。

質疑応答

木下教育長 1-2ページ、2. 市内学校園の休職・休暇等の状況としては、小学校では、病気休暇が新規で3名でており、内2名がメンタル系の疾患であるとのこと。また、7-2ページにおいては、総合教育センターで初任者研修の訪問指導を行っているとの報告があった。67名と今回は多くの採用を行ったが、初任者の病気休暇の状況、その対応等について教えてほしい。

村上副参事 初任者研修対象者の休んでいる状況については、67名のうち1名、小学校の教員が6月よりメンタル面で休んでいる。該当校の校長に確認したところ、初任者研修や日々の授業がどうしても遅れがちになってしまうことが本人のプレッシャーになっていたり、翌日の授業の準備である教材研究が間に合わず休日に出勤したりする状況であった。また、初任者であるため、学級経営等についてもなかなか思い通りにいかないところもあったと聞いている。該当校の校長と本人で面談を行い、校長以外にも教頭や指導教員、同学年の教員、スーパーティーチャー等を活用しながら支援を進めてきたが、残念ながら6月から休んでいる。現在、引き続き学校側では、校長が休んでいる教員の保護者と連絡を取ったり、かかりつけの病院とも連絡を取ったりしながら、できるだけ本人が負担なく戻れるように努力していると聞いている。

木下教育長 初任者の場合、90日以上休めば退職となるが、対象にはなっていないのか。

升井課長 当該教員は6月10日から病気休暇を取っており、復帰できるか、今見極

めているところ。90日の病気上限採用で休職は取れないため、ゆっくり休んで、できるだけ2学期から復帰できるように見極めている。

木下教育長

67名採用してメンタル面で休んでいるのは1人だけか。総合教育センターを中心として、指導主事等がそれぞれ訪問し、授業力のアップなどに関わっていただいているが、こういう面についても関わりを持っていただきたい。

太田部長

今年度より県教委が不安定になりがちな初任者のために、新しくメンター制度というのを立ち上げた。これは各学校で、年代が初任者と近い若者から中堅教員をメンターと指定し、できるだけ声をかけたり、いろいろな形で相談に乗ったりする新しい仕組み。今年度はまだ試行段階で、各学校には1学期中に必ずメンターを決めて対応してほしいと依頼しており、既に対応している学校もたくさんある。

木下教育長

私が現場にいた時もメンタル面での病気休暇は大きな課題だった。だから、学校が本人に対してどのように働きかけをするか、周囲の人間がどのようなことをやっていくのか、市教委としてどのように校長を支えていくのか、バックアップを考えていかないとしんどくなる。状況把握をし、その後の追跡調査が必要。また、初任者に対しては、校長の面談やスーパーティーチャーによる把握、学級で支える等いろいろな方法が出てきている。総合教育センターの初任者研修訪問指導は学校現場を回っているため、よく把握ができる。これを初任者だけではなく、一般教員にもやってもらいたい。

小林委員

休職されているクラスの状況は、クラスが落ち着いていないから先生がメンタル系の疾患にかかったのか、先生自体の問題なのか、難しいところだと思うが、学校全体が落ち着いていない等、違った方面から理由がわかれば教えていただきたい。

升井課長

学校全体が荒れていることが要因というのは見受けられない。

太田部長

学校教育部では校長OBの指導員を3名配置しており、生徒指導担当の指導主事もいるので、そこからの情報で小学校の状況や、危ない学級等についても以前から把握し、学級を見に行ったり、支援の方法を校長と相談したりしていた。ケースにもよるが継続して様子を見に行き、学校長とも何が必要か対応について協議する。例えば職員課と連携をとりながら次の代替教員の配置等、こちらのサポート体制の配置を考えている。また、県教委にもその様な仕組みがあり、例えば非常に問題のある学級の場合、県教委にお願いに行くと、時期的に1学期頃ならまだ予算もあり加配的な措置も行っているので、本当に必要な場合にはお願いすることもある。いろいろな意味で、深刻な事態に陥る前に早期発見、早期対応、未然防止とい

う対応を心がけていきたいと思っている。

木下教育長

事務局職員では病気休暇はほとんどいないのに、学校現場でこれだけ病気休暇が出てきているのは、やはり現場ではメンタル面を病む要因がたくさんあるということ。原因の追求を含め、バックアップ体制を向上させることを考えていかないといけない。子どもの学力や保護者との信頼等いろいろなことに影響してくる。

廣山委員

そういう時、仲間の教員の動きは把握しているのか。

太田部長

私も、新任教員が年度途中で休み、最終的には途中で退職してしまったケースを体験しています。そのような時、学年主任が家庭訪問したり、母親に学校に来ていただいて私がお話したり、基本的には子どもたちや生徒たちとニアな対応もする。また、授業と一緒に入ってティームティーチングで支える、いろいろな場面で相談にのる等、学校を上げて OJT の対応をしているのではないかと思う。ただ、やはりケースバイケースで、本人の持っている部分もあると思う。多忙も要因の一つだが、学校というのは保護者等とのコミュニケーションと人間関係作り、特に小・中学校の場合、保護者対応、地域対応、子どもへの対応は、コミュニケーション力でやっていくという事が全てなので、コミュニケーションがしんどい場合には非常にストレスが溜まると思う。

川畑委員

学校教員もスクールカウンセラーに相談することはできるのか。

太田部長

もちろん、相談されている。また、新任教員が休んだ場合、県教委のメンタル面のスクールカウンセラーが定期的に来て、本人と面談をする。また週に1回スクールカウンセラーと面談をやっている。

川畑委員

そういう制度も活用していたのか。

太田部長

入ってまもなく休んでしまい、活用する間もない場合もあったが、ある程度長期の場合は相談されている。休職にならなくても自分が学級経営や保護者対応で悩んでいる場合、相談先の一つとしてスクールカウンセラーを日常的に利用されている先生を何人も見ている。

升井課長

毎週土曜日に総合教育センターでコンサルテーションがある。今、相談が多いのは軽度発達障害関係だが、学級経営関係や教職員個人の相談を受けるものもある。県教委ではメンタルヘルス市民事業を起こし、臨床心理士のメンタルヘルス相談員も配置している。伊丹市でも校長より当該教員にどのように接すればいいかという複数の相談があり、当該教員を呼び、面談を実施している。また、教職員復職推進事業で、復職推進員として OB の校長と臨床心理士の3名に阪神教育事務所管内を回っていただき、復職に向けての相談を当該教員、校長としており、随時、校長を通じて教育委員会から復職推進員に結果報告も上げている。

- 川畑委員 外国に比べて日本の場合は心の病気に対する偏見がかなり強いため、どうしても手遅れになってしまうことが多い。風邪と同じような気持ちで誰でもそういう面を持っている。初任者研修等の時に伝える等して、早めに愚痴を言えるように、またメンタル等の制度をできるだけ活用するようにして、心の病気に対する偏見を少なくしなければならない。そうしなければ、重くなるし再発も多い。
- 木下教育長 私も同じことを感じている。初任者は、学級経営等が大変な中、市教委等からは授業者研や初任者研の実施など、いろいろなことが重なり、それがプレッシャーになって、どうすればいいのかわからなくなる場合がある。入ってきて1、2ヶ月の間に行政からたくさんの方が流れてくる。そのような現状について考えていかなければ、同じことを繰り返していくのではないかと思う。それに耐えていかなければならないのは確かだが、その時にバックアップ体制整え、フォローアップしないとこのようなことが出てくる。これは来年も出てくる問題だから是非、考えてもらいたい。
- 村上副参事 今、教育長から初任者訪問指導も含めてご意見を頂いたが、初任者については6月頃の早い時期に各学校の訪問をし、1度の訪問で終わりではなく、秋口に再度訪問し、その後の状況確認を行う。授業力を高めることとあわせて、継続して気をつけて指導していきたい。
- 小林委員 教員でスクールカウンセラー等に相談されている方もいるそうだが、以前、学校訪問に行った時に保護者からの相談予約がいっぱいで、教員が相談する時間が取れないと聞いた。平日、スクールカウンセラーは1日いるが、その時間帯に教員はまず相談できない。空いている時間帯も限られているし、少しの話といっても45分で打ち切りというわけにもいかない。授業や学校の仕事が終わってからの相談になれば相談員の勤務時間も終わっている。土日は相談できるのかわからないが、気軽に相談できる場所、平日では難しいということを念頭に置いて、違うときに相談できる体制づくりをもっと考えてほしいと思う。
- 升井課長 平成22年度より産業医の方で教職員の面談、カウンセリングを義務付けられました。超過勤務の度合いや職員の希望によって受ける制度がある。1学期に1回無料で希望に応じて受けられる制度なので、今その案内をしているところ。
- 廣山委員 職場のあり方がどうなのかということが気になる。今は状況が変わっているかもしれないが、古い話をすると、仕事や部活を終えたとき職員室に集まり、ストーブを囲んだときに、ベテラン教師や仲間の教師から声がかかり、困っていることについて仲間内で話ができた。また、私たちの時は、宿直があり、そこで泊まりながらいろいろな話ができて、非常に救いになっ

た。そのような関係が仲間内にあり、ベテランの先生もこういうことで悩んでいたことがあったのか、私だけではないのだから乗り切って行こうと内発的な思いが得られることが非常に大きいと思う。新任教員が周りを見渡すと皆コンピューターばかり見ていたり、研究室に入って何かやっていたりして、一人で悩むしかなく、取り残されたことを主任にも言い出せない。仲間内の支えがあれば、このような問題は、解決には至らなくても早く発見できる。ケースは全部異なるという話だが、仲間内の温かいあり方というものをもう一度見直すか作り直すかして、教頭や古いメンバーの教員が教室や職員室の雰囲気を作っていくのに非常に大切。カウンセリングに相談する、こんな組織がある、医師に相談すると言われても悩んでいる人は行かない。そうしたら支えるのは仲間しかいない。仲間の雰囲気作りを上手くしている学校は、生徒指導の問題等が起った時、若い先生も含めて一緒になって20人くらいの先生が一緒になって駆けつける。それは残って語りあっているから行けるのであって、日ごろからそのような雰囲気がなければ誰も動かない。職場作りは非常に重要な意味を持っているのではないか。今のように機械に囲まれて皆が競争社会のように仕事ばかりをしているという雰囲気を作っていたら、滅入っていく人が増えてくるのは当然。この頃は耐性の弱い人も非常に多い。校長会や教頭会で職場の雰囲気や環境作りにも少し目を注いでほしいと強調していただきたい。そこがないと人は救われない。

川畑委員

日本と外国ではシステムが違うので何とも言えないが、シドニーで学校訪問をした時、先生も弁当を持ってきて、ある部屋に集まって昼食を取りながら雑談をしていた。廣山委員がいわれるように雑談の時間というのはすごく大事だと思う。私も大学のゼミで3時くらいに皆で集まり、お茶やお菓子等を食べる。そういうところでは研究以外のいろいろな話をするのだが、その時にわかること、見えてくることがあるので早めに対処することができる。今はタイトな日本の学校の時間の中でもそういったゆとりをそれぞれの学校で見つけて工夫する。長い時間でなくて、15分ぐらいでもそういう時間があればいいと思う。スクールカウンセラーに行くのはかなり進行してから、その前に解決できるように人に話す等、雑談をしてリラックスし、回復することも多くあると思うので、何とか普段の中からリラックスできる時間を作って見つけてほしいと思う。

木下教育長

大きな問題なので、指摘されたことを、校長としてどのように教員を支えていくべきか校長会で話をする。

滝内委員長

1つ非常に気になったが県のメンター制度。結局、一番そばにいる方が指導者であり、相談相手であるボディとなる。あまり上の方には相談しに

く、まして外部にはさらに相談しにくい、というときの制度だと思っているので、活用できたらいい。

太田部長 メンターとして名前の上がっている職員を見ると2年目、3年目、4年目というように、大体10年未満の若手の教職員となっているので、趣旨としてはそういうことだと思う。相手を指定して相談しなさいと言っても、先ほどの話ではないが急には上手くいかないが、意識して身近な人、相談しやすい人に話をしよう、声をかけてみよう、聞いてみようという雰囲気を作るという意味だと思う。今年から始まった制度なので、校長会でも県教委から説明があり今後進めていく。私たちも気軽に相談できる仕組み作りが学校の中で根付くよう大事にしていきたい。

川畑委員 休職された方にもメンターは付いていたのか。

太田部長 まだ決まっていない状況だった。

川畑委員 そんな早い段階で。

太田部長 できるだけ同性を充てており、女性には女性の、男性には男性の少し上の先輩のメンターという形で、学校には考えてもらっている。

村上副参事 メンターはまさに相談相手という感じなのでできるだけ同世代の同性で相談しやすくするというのが、本年度からの県の事業。

廣山委員 そのようなことを考えていくと、初任者研も大事だが、2年目、3年目の研修をするときに仲間のことを考えよう、仲間も救うことができないのに生徒を救えない、生徒の相談相手などできるものではない。それで我々は教員を目指したのだらうというような、仲間作りのための研修も大事なのではないかと思う。文科省や県教委の言っていることを伝達したり、叩き込んだりするような無味乾燥のことをするのが研修ではない。学校によっては非常にできているところもあり、30代くらいの先生方と20代くらいの先生方が、制度的ではないが、いつも交流しながらやろうとしていたり、校長や管理職も混ざって上手く調和しているところもある。そういうところの先生は仕事をするのも動きやすい。伊丹でもよく見かけるので広がりを持てるように少し上の方の指導を入れてもらえたらうれしい。

川畑委員 1つ。メンターに関する研修はされているのか。

太田部長 県教委としても、今は実施していない。先ほど2年次、3年次がスポットになっていると教育長より指示があったが、昨年施行で今年から正規に伊丹市独自の2年目研修、3年目研修を入れた。夏季休業中に集まりがあるため、先ほど言われたように、2、3年目の職員は、次の世代を育てるために一緒に頑張ろうという話ができるのではないかと思っている。一般企業の場合は、1年間や半年の研修があったり、市役所でも何日間かの缶詰研修があったりするが、教員の場合、4月1日にここで入所式をすると

7日には生徒を迎えてそこからいきなり先生という形ではいって行く。臨時講師を経た教員の場合は別だが、特に大学を出たての教員は、昨日まで学生だったのが、今日から先生というようなギャップもあると思う。その辺りの問題について、ある程度方向性を持って行けるように2年目、3年目を育てていきたいと思う。

川畑委員 メンターの役割は非常に大事だと思うので、あまり説教ばかりするメンターについてもらいたくない。下手なメンターに当たると逆に悪くなる可能性がある。やはり、人の話を引き出したり、聞いたりしてあげる、聞くスキルが必要。メンター本人にとっても大事だが、相談を受ける相手としての基本的なスキルなので、本人のためにも相手のためにも、しっかり基本的なことをトレーニングしてからの方がいいと思う。

滝内委員長 1件お礼を申し上げたい。22ページの生涯学習部北部学習センター・きららホールの行事実施報告について、上から3つ目の「川崎尚之助を語る」という講座に参加させていただいた。ご承知のとおり、「八重の桜」の主人公川崎八重の最初のご主人川崎尚之助を語る会。実は川崎修さんという方は伊丹市に在住の方で、現在は単身赴任で東京にいらっしゃるのだが、その方が講師を務められ、自分の先祖ということでお話しいただいた。川崎尚之助の出身地は出石だが伊丹とも関わりがあるというとてもいい話が聞けました。残念ながら人数限定での講演で、もうすぐ川崎尚之助さんテレビには出演しなくなるが、時宜を得て、こういう方を選んでもらい、講演していただき感謝しています。

(5) 報告第7号の承認（日程第3）

滝内委員長より「報告第7号 教育長の委任事項並びに専決事項に関する規則第2条第2項の規定による専決処分報告について」の「専決第7号 伊丹市教育委員会事務局組織および事務分掌規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする旨の発議があり、教育長から、「伊丹市教育委員会事務局組織および事務分掌規則の一部を改正する規則の一部を改正することについて緊急を要したので専決処分により処置したものです」との説明がなされ、管理部長より、補足説明があり、質疑応答なく、全委員一致で「報告第7号」の「専決第7号」を可決。

(6) 議案第39号の審議（日程第4）

滝内委員長より「議案第39号 伊丹市中学校給食導入検討委員会条例施行規則の制定について」を議題とする旨の発議があり、教育長から、「伊丹市中学校給食導入検討委員会条例の制定に伴い施行規則を定めようとするものです」との説明がなされ、中学校給食

推進班長より、補足説明があり、質疑応答の後、全委員一致で「議案第39号」を原案のとおり可決。

質疑応答

廣山委員 この委員会の委員の構成は以前に提案されていたか。

大西班長 これから提案させていただく内容。内定はしているが、順次進めさせていただきたいと考えている。

廣山委員 委員はこういうように構成していく等はこの規則の中で謳っていないのか。

大西班長 施行規則は検討委員会を進める規則なので、この中では謳っていない。

木下教育長 学識経験者から何名ということや、市民から何名公募するというような構成については、条例の中で謳っている。

(7) 議案第40号の審議（日程第5）

滝内委員長より「議案第40号 平成26年度使用伊丹市立高等学校教科用図書の採択について」を議題とする旨の発議がなされ、教育長から、「平成26年度、伊丹市立高等学校において使用する教科書を伊丹市立高等学校教科用図書協議会の答申を踏まえて採択しようとするものです」との説明がなされ、同協議会の光井委員から答申の説明があり、質疑応答の後、全委員一致で「議案第40号」を可決。

質疑応答

木下教育長 1つだけ、国語。国語というのは全ての教科の基本となってくる。そのベースとなってくるのは、「読み、書き、話す、聞く」だと思う。その点で、特にこの教科書が力を入れているところ、他の教科書に比べて優れているところ、主な特色等あれば簡単に説明していただきたい。

光井委員 国語表現の教科書はどの教科書も「読み、書き、話す」を重視した教科内容となっているが、この教科書においては朗読等が入っている。本校の生徒はなかなか自分の意見を発表するのが苦手な生徒が多いが、まず声を出して本を読むことからスタートさせ発展させていくことが可能だと考えられる点から、こちらの教科書を選んだ。

木下教育長 思考力、判断力、表現力についてもこの教科書で学ぶことによりついてくるということですね。

光井委員 はい。

(8) 議案第41号の審議（日程第6）

滝内委員長より「議案第41号 平成26年度使用伊丹市立伊丹高等学校教科用図書の

採択について」を議題とする旨の発議がなされ、教育長から、「平成26年度、伊丹市立伊丹高等学校において使用する教科書を伊丹市立伊丹高等学校教科用図書協議会の答申を踏まえて採択しようとするものです」との説明がなされ、同協議会の岡田会長から答申の説明があり、質疑応答の後、全委員一致で「議案第41号」を可決。

質疑応答

- 木下教育長 2年生で多く採用をしているのは、新学習指導要領に基づいて改訂がなされたためだが、平成25年度の1年生についてはどうか。
- 岡田会長 1年生については、既に今年度全て替わっている。
- 木下教育長 今年度より改訂されたものを使っているということか。
- 岡田会長 はい。
- 木下教育長 日本史、世界史のこれだけの内容を2年生の1年間で全部やってしまうのか。
- 岡田会長 世界史、日本史については3年生でも継続して使用し、残りの部分をやります。
- 川畑委員 受験の頃、時間がなくて現代史はほとんどできなかった。だから弱い。
- 滝内委員長 どうしても近代日本史が話題に上りやすいが、新学習指導要領で改訂された内容では、ページ数が増えたとか、内容が追記されようなことはあったのか。
- 岡田会長 日本史については特にこの教科書会社で大きく変わっているところはない。ただ、日本についてもいろいろと新しい発見があったのでその部分については改訂されている。今は現代史も授業の中で取り上げていくようになったのでその部分もかなり力を入れて書かれていると思う。
- 滝内委員長 ありがとうございます。
- 木下教育長 新しい学習指導要領に基づいてこの教科書が作られているが、例えば今日本と中国の間で問題になっている尖閣諸島等の問題がいろいろとあるが、そのようなアイデンティティの問題についての言及は日本史の中ではどうなっているのか。
- 岡田会長 その出版社については、例えば今、話題になっている南京の事件も掲載されているがどちらにも配慮した書き方がされている。日本政府が主張している部分、日本が言われている部分双方に配慮した書き方になっている。一方的な見方での記述ではない。
- 木下教育長 ということは、史実に基づき中立、公平な立場で書いているということですね。
- 岡田会長 そういうことです。

- 木下教育長 尖閣諸島については、日本では領土問題は存在しないと言っているが、中国では全然見方が違う。日本の子どもが大人になっていくにあたり、高校生では教科書を通じてどんなことを学ぶのか、どのように書いてあるのか。
- 岡田会長 今日は地理の教科書を持ってきていないが、特に地理で尖閣諸島のことを取り上げていることはない。
- 木下教育長 自民党を中心として教科書を見直そうとしている動きとの関連はどんなのか。
- 岡田会長 それはこの次の教科書の時にその話が出てくると思う。
- 川畑委員 私の頃は最後の方は時間が足りなかったからか、おざなりな授業だったが、今は最後までカバーしているのか。
- 岡田会長 なかなか難しい。どうしても受験の部分がかかる。

(9) 議案第42号の審議（日程第7）

滝内委員長より「議案第42号 平成26年度使用伊丹地区教科用図書採択について」を議題とする旨の発議がなされ、教育長から、「平成26年度、小・中学校の特別支援学級、及び特別支援学校において使用する教科書を伊丹地区教科用図書協議会の答申を踏まえて採択しようとするものです」との説明がなされ、同協議会の和久会長及び橋詰副会長より調査研究の方針並びに調査研究の観点について報告がなされた。

◎ 調査研究の方針

「平成26年度使用伊丹市立学校教科用図書採択方針」に基づき、特別支援学級及び特別支援学校用教科用図書（学校教育法附則第9条の規定による教科用図書）について、各学級・学校の実情に応じて調査研究を行い答申することとした。

◎ 平成26年度使用教科用図書調査研究の観点

- ① 客観的に検討し、各教科用図書の特色を公平に記述すること。
- ② 基礎的・基本的な内容の確実な定着が図れるような工夫があること。
- ③ 自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考える力を培う内容になっていること。
- ④ 児童生徒の生活体験や興味・関心に適応するとともに、多様な考え方や個人差に応じて活用できる幅があること。
- ⑤ 系統的発展が考慮されており、他の教科との関連がよく考えられていること。
- ⑥ 指導内容及び組織排列・分量が適切であること。
- ⑦ 男女共生の視点からみて適切であること。
- ⑧ 表現、さし絵、資料、取り扱う題材等が適切であること。

⑨ 新出文字、用語等の配置の工夫がなされ、文字の大きさ、行間及び書体が適切であること。

◎ 平成26年度使用学校教育法附則第9条による一般図書調査研究の観点

① 系統的に編集されており、各教科の主たる教材として、各教科の目標達成に適したものであるか。

② 上学年で使用するようになる教科書との関連性があるか。

③ 児童生徒の障がいの種類・程度・能力・特性に応じたふさわしい内容（文字、表現、挿絵、題材等）であるかどうか。

ア 知的機能が遅れている児童生徒にも理解しやすく、ねらいのはっきりした内容であるか。

イ 集中力の乏しい児童生徒にも、理解しやすい文章や挿絵であるか。

ウ 情緒障がいを併せ有する児童生徒が落ち着いて楽しめる構成、内容であるか。

エ 肢体不自由の児童生徒が取り扱いやすく、かつ、破損しにくい紙質、判型、装丁であるか。

オ 視力や視機能に障がいのある児童生徒にとって、文字や絵の大きさ、行間の広さ、色彩などが認識しやすいものであるか。

カ 聴覚障がいのある児童生徒が、視覚によって言語発達を促すために役立つ内容であるか。

④ 基本的な生活習慣が身につく内容であるか。

⑤ 児童生徒の生活経験を広げ、興味・関心を喚起する内容であるか。

⑥ 児童生徒の主体的な活動を促す内容であるか。

⑦ 教科書無償給与予算の関係から、価格が妥当と考えられるか。

次に、特別支援学級の教科書について、上記の観点に基づき調査研究がされており、別紙に掲示された教科書につき、協議会所見として「特別支援学級に係わる調査員会の調査研究結果が厳粛にして適切なものであると認め、平成26年度使用伊丹地区教科用図書として採択することがふさわしいと判断する。」との報告がされた。

また、特別支援学校の教科書に関しても、上記の観点に基づき調査研究がされており、別紙に掲示された教科書につき、協議会所見として「特別支援学校（小学部、中学部、高等部）に関する部会調査委員会の調査研究結果が厳正にして適切なものであると認め、平成26年度使用伊丹地区教科用図書として採択することがふさわしいと判断する。」との報告がされた。

和久会長の協議会としての所見等の報告と併せて、選定された教科書について、特色のある教科書見本により、具体的な説明がされた。

質疑応答の後、全委員一致で「議案第44号」を可決。

質疑応答

- 滝内委員長 特別支援学級、学校ともに、ハードブックというのか、本の表紙が非常に硬いが、それを使う子どもたちにとって問題になることはないのか。
- 橋詰副会長 それを使う子どもたちの状況によると思う。本校の肢体不自由の子どもたちの中には、硬い方が指にかかりやすくめくり易い子もいるが、逆に開けられない子どももいるので、そういう子どもたちには、柔らかさをもつものをとるように、本の素材のこだわりはそれぞれにあると思う。特に本校では素材のツルツル感がいやな子もいるし、粗い方がいい子もいるのでその辺りは先生方に確認して採択している。
- 滝内委員長 出版会社の都合もあると思うが、現場の先生方の意見を出版会社が汲み取って、ハードブックになっていたり柔らかい本になっていたりと配慮されていると理解してよいか。
- 橋詰副会長 選ぶときに素材を考えながら選んでいく。出版社も出版社ごとに特徴があり、くもん出版等では触りやすい素材のものがある。他の障害児関係でないところではバリエーションがたくさんあるのでその面からも選びやすいなどいろいろな利点がある。
- 木下教育長 「楽しく歌える英語のうた」というのは英語の教科なのか音楽なのか。
- 橋詰副会長 採択は英語です。音歌集になるので音楽でも採択できる。対象になっている生徒は高等部で、自分でいろいろなコンサートに車椅子で行っている子どもで、非常に興味を持っている。
- 木下教育長 難易度的には非常に難しいと思ったが、こなせるのか。
- 橋詰副会長 こなせます。肢体不自由の子どもで特徴的なのは、他の教科は全部小学校中学年くらいでもこの教科については同学年に近いものを発揮する場合があります。教科ごとのバランスが非常に大きい。
- 小林委員 たくさんあるがこれは一人の子どもに対してか。
- 橋詰副会長 一人に一つの教科となる。複数教科を取るから5冊、6冊になる。
- 小林委員 人によつての組み合わせなのか。
- 橋詰副会長 全て違う。

(10) 議案第43号の審議（日程第8）

滝内委員長より「議案第43号 伊丹市学校審議会への諮問について」を議題とする旨の発議がなされ、教育長から「8月9日に設置を予定している伊丹市学校審議会へ今後の幼児教育のあり方について諮問しようとするものです」との説明がなされ、学校教育部長より、補足説明があり、質疑応答のあと、全委員一致で「議案第43号」を可決。

質疑応答

廣山委員

この、(案)の文面は前回説明を受けたものから変わっているのか。

太田部長

変わっていません。

木下教育長

これは上部3分の2くらいが今までの経過、現状が書いてあり、次の6行ほどが国の方針を踏まえ、伊丹市としてはこういうことをしていかなければいけないという事業計画が記されている。下の5行ほどが今からしようとしていること。この5行に集約されている。

(11) 閉会宣言

滝内委員長 (午後4時08分)

上記のとおり会議の要旨を記録し、ここに署名押印する。

伊丹市教育委員会委員長

滝内 秀昭

伊丹市教育長

木下 誠